

## 第2章 生物多様性地域戦略策定の背景

### 1 生物多様性に関する世界と国の動き

生物多様性の保全などを目的とした「生物の多様性に関する条約(生物多様性条約)」が1993年(平成5年)に発効しました。国は1995年(平成7年)に国家戦略を決定しましたが、これが関係省庁が連携して生物多様性条約に沿った取組を整理した初めての計画となります。

その後、2002年(平成14年)、2007年(平成19年)に改訂され、2010年(平成22年)の改訂では、2008年(平成20年)に制定された「生物多様性基本法」に基づく初めての法定戦略となりました。

さらに、同年、愛知県で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、愛知目標が採択されたことを受け、2012年(平成24年)に自然共生社会の実現に向けた具体的な戦略として「国家戦略(2012－2020)」が閣議決定されました。

この国家戦略では、2020年(令和2年)までの重点施策として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し政策に結びつけるといった5つの基本戦略が設定されています。

2019年(令和元年)5月に開催されたI P B E S(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム)第7回総会で承認・公表された報告書においては、自然と那人々への重要な寄与は世界的に悪化しているとし、人為的な複数の要因によって地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されていると評価されています。世界の陸地の75%以上が著しく改変され、海洋の66%では累積的な影響が悪化傾向にあり、湿地の85%以上が消失したとしています。

また、報告書で評価した動物と植物群のうち平均約25%が絶滅危惧種であり、推計100万種がすでに絶滅の危機に瀕しているとされ、これらの種の多くは、生物多様性への脅威を取り除かなければ、今後十数年で絶滅するおそれがあるとされており、各国に対策の強化を求めています。

なお、現国家戦略の計画期間は2020年(令和2年)までとなっており、2021年(令和3年)から国家戦略(2021－2030)をスタートさせる予定となっています。

## 2 生物多様性に関する秋田県の動き

本県は1997年(平成9年)に秋田県環境基本条例を制定し、1998年(平成10年)に「第1次秋田県環境基本計画」を策定しました。2000年(平成12年)に本県の生物多様性を保全するための指針をまとめた「秋田県生物多様性保全構想(以下「保全構想」)」を策定しました。

さらに、2011年(平成23年)には、第1次計画の期間満了に伴い「第2次秋田県環境基本計画」を策定し、保全構想を参考としながら、生物多様性の保全を重点プロジェクトに位置づけて各種事業を推進してきました。

このたび、第2次計画の計画期間が2020年度(令和2年度)をもって満了となることから、2021年(令和3年)3月に「第3次秋田県環境基本計画」を策定しました。

また、2002年(平成14年)に発行した県版レッドデータブック動物編・植物編が発行から10年以上経過したことから、2012年(平成24年)から改訂作業に着手しました。2014年(平成26年)に「維管束植物」、2016年(平成28年)に「動物Ⅰ(鳥類・爬虫類・両生類・淡水魚類・陸産貝類)」を発行し、2020年(令和2年)に「動物Ⅱ(哺乳類・昆虫類)」の発行をもって一連の改訂作業が完了しました。この改訂作業により得られた新たな知見やデータを活用し、関連する事業計画との整合性を図りながら、2021年(令和3年)3月に「秋田県生物多様性地域戦略」を策定しました。

### コラム3

#### 本県の生物多様性の保全に関する主な取組

本県における近年の取組としては、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン(2018-2021)」の基本政策として、また「第2次秋田県環境基本計画(2016-2020)」の重点プロジェクトに位置づけ、次のような事業を推進してきました。

- 自然環境保全地域や自然公園等の適正な管理
- 自然公園施設の維持管理と美化清掃活動の推進
- 特定鳥獣管理計画に基づく野生鳥獣の保護管理
- 秋田県版レッドデータブック掲載種の生息・生育地の保全
- 秋田県版のレッドリストを見直しとレッドデータブックの改訂
- 生物多様性データバンクシステムの整備・拡充



自然環境保全地域の案内板整備

### 3 持続可能な開発目標（SDGs）

#### （1）SDGsの概要

SDGsとは、「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年(平成27年)9月に国連サミットで全会一致で採択された国際社会共通の目標です。

このサミットでは、2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの長期的な開発の指針として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中核を成すSDGsは、17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)で構成されています。

この17のゴール及び169のターゲットが相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、一つの行動によって複数の側面における効果を生み出す「マルチベネフィット」を目指すこと、という特徴があります。

また、SDGsの達成には、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、目指すべき未来を考えて現在すべきことを考えるという「バックカスティング」の考え方が重要とされています。さらに、あらゆる主体が参加する「全員参加型」のパートナーシップの促進が掲げられています。

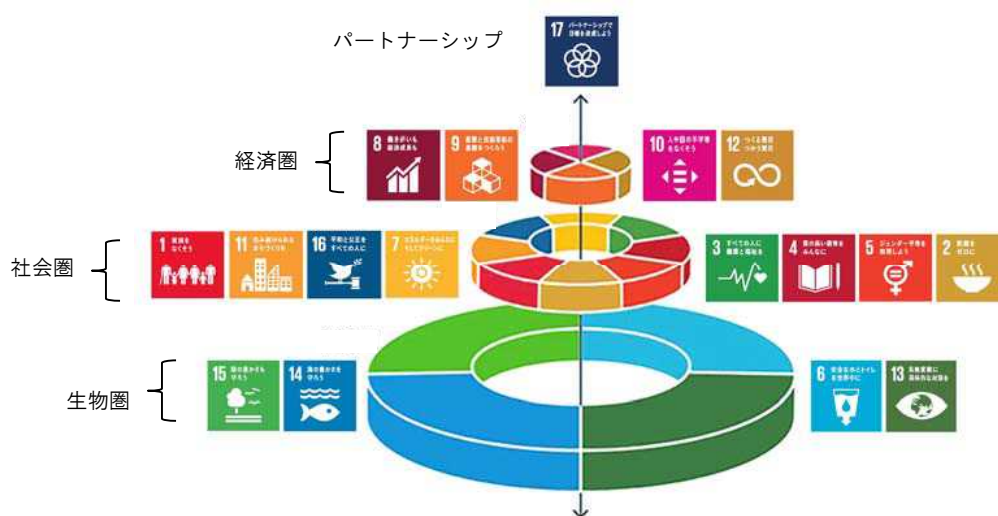


SDGs 17の目標(出典:国連広報センター)

## (2) SDGsと生物多様性

下の図は、スウェーデンのストックホルムにある「レジリエンス研究所」の所長(ヨハン・ロックストローム博士)が考案した“SDGsの概念”を表す「SDGsウェディングケーキ」と呼ばれる構造モデルです。

持続可能な開発目標(SDGs)の17の目標を「生物圏」、「社会圏」、「経済圏」の3層に分類し、各目標の関係性を総合的にとらえた図表で、3層構造のモデルがウェディングケーキのように見えることから、こう呼ばれています。



この図は17の目標のうち、生態系サービスに関わる生物圏の4つの目標が、そのほかの目標に係るジャンルの「社会と経済」を支えているというものです。169のターゲットまで含めると全てが生物多様性に関係しますが、ゴールのキャッチフレーズとして捉えた場合、生物多様性の保全に向けた取組は、主として目標の6、13、14及び15を実践することであり、これらの取組を通じて「社会と経済の持続可能性」に貢献していることにつながります。



安全な水とトイレを世界中に(目標6)



海の豊かさを守ろう(目標14)



気候変動に具体的な対策を(目標13)



陸の豊かさを守ろう(目標15)

### (3) 環境保全に関する県の施策とSDGs

2021年度(令和3年度)からスタートする「第3次秋田県環境基本計画」では、本県の環境の現況と課題を踏まえ、目指すべき環境像に向けて総合的に取り組むべき施策の方向性を示していますが、SDGsとの関係性についても触れています。



【共通的・基盤的施策の推進】※各基本方針全てに共通する方向性として

- | 施策の方向性     |               |                     |
|------------|---------------|---------------------|
| ①環境影響評価の推進 | ②環境監視・測定体制の整備 | ③環境マネジメントシステムの普及・推進 |

コラム4

「緑の少年団」の活動紹介

本県の「緑の少年団」活動は、1969年(昭和44年)から始まり、小中学校単位で結成されています。次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、心豊かな人間に育つことを目的として、学校林活動、学校環境緑化活動、地域ボランティア活動、緑の募金活動などを行っています。



「こどもエコクラブ」の活動紹介

こどもエコクラブは、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子供たちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。活動内容は、水生生物調査、自然観察会、リサイクル活動などを行っています。

